

株式会社コプロ・ホールディングス 第18回定時株主総会招集ご通知

2024年6月21日(金曜日)午前10時(受付開始:午前9時) H

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 場 所

大名古屋ビルヂング 5階 カンファレンス内 会議室

第1号議案 剰余金処分の件 議

案 第2号議案 取締役5名選任の件

株主の皆さまへ

平素は格別のお引立てを賜り厚く御礼申しあげます。

当社の第18回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社は、昨年10月に、当社グループの競争力を高め、また、グループとしてのブランドの統一を図るため、当社の完全子会社の吸収合併、および商号変更をいたしました。今後も幅広い顧客に対し、最適なサービスを提供してまいります。

また、当社は、従来より持続的な企業価値の向上に努めており、2022年5月には、2027年3月期までに売上高400億円、Non-GAAP営業利益50億円、技術者数6,200人を目指す中期経営計画を策定いたしました。中期経営計画に基づき、将来的な成長の礎である「エンジニア応援プラットフォーム」の確立と運用により、当社グループ独自の価値を提供し、さらなる事業規模の拡大に取り組んでまいります。

株主の皆さまをはじめ、あらゆるステークホルダーに信頼され、広く社会に貢献できる企業となるよう、一丸となって精励してまいる所存でございます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも、より一層のご指導ご鞭 撻を賜りますよう、心よりお願い申しあげます。



役員一覧



小粥哉澄



越 川 裕 介



社外取締役 **葉 山 憲 夫**



^{社外取締役} 藤 巻 正 司



^{常勤監査役} 星 野 義 明



社外監査役 **春馬学**



社外監査役 **大 倉 淳**

証券コード 7059 2024年6月4日 (電子提供措置の開始日2024年5月30日)

株主各位

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号株式会社コプロ・ホールディングス代表取締役社長 清 川 甲 介

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第18回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)





なお、当日ご出席いただくほか、インターネットまたは書面(郵送)により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、後記「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2024年6月20日(木曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

- **1. 日 時** 2024年6月21日(金曜日)午前10時(受付開始:午前9時)
- 2. 場 所 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング 5階 カンファレンス内 会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第18期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第18期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類報告 の件

決議事項第1号議案剰余金処分の件第2号議案取締役5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 電子提供措置事項について前頁に記載の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表 なお、監査役および会計監査人は上記事項を含む監査対象書類を監査しております。

以上

[◎] 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

[◎] 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

第18回定時株主総会ライブ配信のご案内

株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるようインターネットによる ライブ配信を行います。

株主総会ライブ配信につきましては、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」をご利用いただきますようお願い申しあげます。

※本サイトの公開期間は、本招集通知到着時~2024年6月21日となります。

1. 株主総会ライブ配信日時

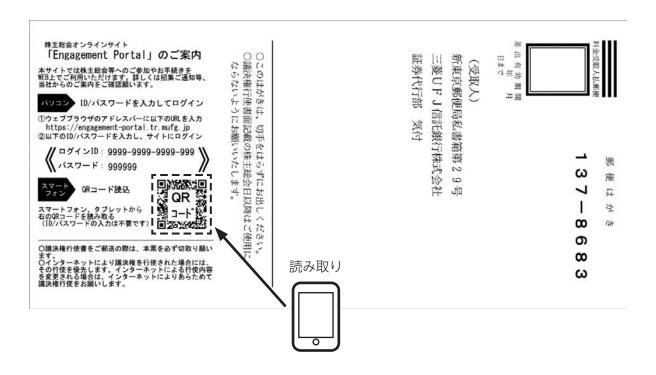
2024年6月21日(金曜日) 午前10時~株主総会終了時刻まで

- ※当日ライブ視聴画面は、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。
- ※やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ホームページ等によりお知らせいたします。

2. 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

本招集ご通知とあわせてお送りします議決権行使書裏面をご参照の上、ご使用の端末によって以下のいずれかの方法でログインしてください。

- ※議決権行使書を紛失された場合、招集通知7頁記載の【本サイトに関するお問い合わせ】にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。
- (1) QRコードの読み取りによりログインする場合(スマートフォン・タブレット等) 議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。 「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。 **「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

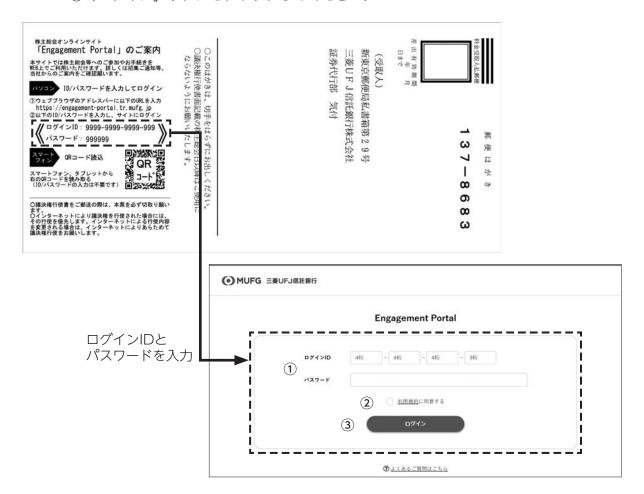


(2) 個別のログインID・パスワードによりログインする場合 (パソコン等)

①以下のURLにアクセスしていただき、議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。

URL: https://engagement-portal.tr.mufg.jp/

- ②利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ③「ログイン」ボタンをクリックしてください。



3. 株主総会ライブ配信の視聴について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

- ※本サイトから、視聴環境のテストを事前に行っていただくことが可能ですので、是非ご活用ください。
 - ①ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。
 - ②当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ✓ インターネット参加によりライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- ✓ 議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネット投票、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願い申しあげます。
- ✓ 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご 了承ください。
- ✓ インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理 人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申しあげます。
- ✓ ご使用の端末 (機種、性能等) やインターネットの通信環境 (回線状況、通信速度等) により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ✓ SNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。
- ✓ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

≪推奨環境≫

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下の通りです。

	F	C	モバイル					
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android			
OS	Windows 10 以降	MacOS X 10.13 (High Sierra) 以降	iPadOS 14.0 以降	iOS 14.0 以降	Android 9.0 以降			
ブラウザ ※各最新	Google Chrome、 Microsoft Edge (Chromium)	Safari、 Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome			

(上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。)

【本サイトに関するお問い合わせ】

TEL 0120-676-808 (通話料無料)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(土日祝日等を除く平日午前9時~午後5時、ただし、株主総会当日は午前9時~株主総会終了まで)



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月21日 (金曜日) 午前10時

(受付開始:午前9時)



インターネットで議決権を 行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2024年6月20日 (木曜日) 午後6時入力完了分まで



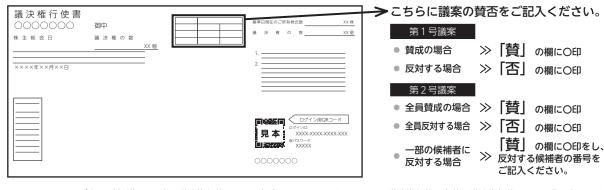
書面(郵送)で議決権を 行使する方法

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月20日 (木曜日) 午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



インターネット及び書面 (郵送) の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取って ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間午前9時~午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、経営上の重要課題の一つと位置づける株主還元においては配当を基本とし、中期経営計画「コプロ・グループ Build the Future 2027」の対象期間(2023年3月期~2027年3月期)は減配を行わず、連結配当性向50%以上を目処としながら、積極的な投資により達成される利益成長に応じて、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

今期の進捗を踏まえた来期のさらなる業績拡大の見通し、並びに中期経営計画業績目標の超過達成に向けた確かな手応えを得られていることに加え、2024年3月19日に上場5周年を迎えたことを記念して、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するため、2024年3月期の期末配当金において、1株当たり5円の記念配当を実施することにいたしました。これにより、期末配当金につきましては、普通配当30円と合わせ、以下のとおりにしたいと存じます。

なお、年間配当につきましては、2023年10月1日付けで実施した1対2の株式分割により単純合計ができませんが、株式分割後の株式数を基準とした参考値としての1株当たりの年間配当は前期比25円増の50円となります。

- ① 配当財産の種類 金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金35円 総額667.915.850円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日2024年6月24日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員5名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

取締役体制については、取締役会として当社が必要とする豊富な知識、深い知見、高度な専門性を有する人材で構成することとし、各取締役候補者については経営陣からの独立性・客観性を有する 「指名・報酬委員会」の審議・答申を経て、取締役会にて決議しております。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	再任	1998年4月 建装工業株式会社入社 1999年5月 株式会社日構シーエスエス (現 株式会社テクノプロ・コンストラクション) 入社 1999年9月 同社名古屋営業所長 2000年4月 同社大阪営業所長 2001年4月 同社代表取締役社長就任 2006年5月 株式会社クリスタルスタッフ 代表取締役社長就任 2006年10月 株式会社トラスティクルー (現 当社) 設立代表取締役社長就任 (現任) 2015年5月 株式会社コプロ・エンジニアード (新設分割会社、現株式会社コプロコンストラクション) 代表取締役社長就任 (現任) 2020年4月 COPRO GLOBALS PTE. LTD. (海外現地法人)代表取締役社長就任 (現任) 2021年4月 株式会社アトモス (現株式会社コプロテクノロジー)取締役就任 (現任) 2021年4月 COPRO VIETNAM CO.,LTD. (海外現地法人)代表取締役社長 (現任) 2021年10月 バリューアークコンサルティング株式会社 (現株式会社コプロテクノロジーに吸収合併)代表取締役就任	10,828,790株
	きよかわ こうすけ 清 川 甲 介 (1977年10月16日)	取締役候補者とした理由 2006年10月の創業以来、代表取締役社長を務め、株式上場等を 知拡大、業績の伸長を牽引しております。経営者としての豊富な知 し、当社の持続的な成長のために適切な人財であることから、引き して選任をお願いするものです。	□識と経験を有

候補者番 号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	再任	2001年4月 株式会社インプレス入社 2001年12月 株式会社日構シーエスエス (現 株式会社テクノプロ・コンストラクション) 入社 2006年5月 株式会社セイゼアー入社 名古屋支店長 2006年11月 株式会社トラスティクルー (現 当社) 入社コンストラクション事業部部長 2008年4月 同社名古屋支店長 2011年7月 同社大阪支店長 2011年7月 同社大阪支店長 2015年5月 株式会社コプロ・エンジニアード (新設分割会社、現株式会社コプロコンストラクション) 取締役就任 2016年11月 当社取締役就任 事業本部長 2018年6月 当社専務取締役就任 事業本部長 2021年6月 当社常務取締役就任 事業本部長 2021年7月 株式会社アトモス (現 株式会社コプロテクノロジー)取締役就任 (現任) 2024年4月 当社常務取締役 管理本部長 (現任)株式会社コプロコンストラクション 取締役就任 (現任)	46,320株
	おがい かずみ 小 粥 哉 澄 (1980年9月1日)	取締役候補者とした理由 当社において、営業部門の責任者を歴任し、各業務において強い を発揮しており、2021年7月からは連結事業子会社である株式会 株式会社コプロテクノロジー)の取締役としても事業戦略を推進し らは当社の管理部門も統括するなど、当社の持続的な成長のために ることから、引き続き、取締役として選任をお願いするものです。	社アトモス(現 ,、2024年4月か

候補者番 号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	再任	2006年4月 株式会社スタイルファクトリーかべす入社 2008年3月 株式会社トラスティクルー (現 当社) 入社 2011年2月 同社名古屋支店長 2013年5月 同社首都圏支店長 2016年1月 株式会社コプロ・エンジニアード (新設分割会社、現株式会社コプロコンストラクション) 採用戦略本部部長 2016年6月 当社執行役員 採用戦略本部部長 2016年11月 当社執行役員 採用戦略本部長 2017年3月 当社取締役就任 採用戦略本部長 2020年4月 当社取締役 人事戦略本部長 2021年4月 当社取締役 (現任) 株式会社コプロ・エンジニアード 取締役 営業本部長 (現任)	106,868株
	こしかわ ゆうすけ 越 川 裕 介 (1985年10月15日)	取締役候補者とした理由 当社において、営業部門の責任者を歴任した後に2017年3月か 採用戦略を推進、2021年4月からは連結事業子会社である株式会 ニアード(現 株式会社コプロコンストラクション)の営業部門を終 続的な成長のために適切な人財であることから、引き続き、取締役 願いするものです。	社コプロ・エンジ 流括し、当社の持
4	再任社外独立	1984年4月 株式会社自動車ニッポン新聞社入社 1987年4月 株式会社物流産業新聞社入社 1989年4月 株式会社コア入社 1994年7月 社会保険労務士登録 葉山社会保険労務士事務所(現社会保険労務士法人葉山事務所)設立 所長就任(現任) 2007年4月 特定社会保険労務士付記 2014年11月 株式会社東名 社外監査役就任(現任) 2016年8月 シェアリングテクノロジー株式会社 社外監査役就任 2018年6月 当社社外取締役就任(現任)	一株
	はやま のりお 葉 山 憲 夫 (1959年7月8日)	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 特定社会保険労務士の資格を有し、労務関連の専門的な知見及び 踏まえ、当社の経営に対し専門的見地から助言をいただくため、引 締役として選任をお願いするものです。また、同氏が選任された場 酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、 ら関与いただく予定です。なお、同氏は社外役員となること以外の 営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役と 切に遂行することができるものと判断しております。	き続き、社外取 合は、指名・報 独立した立場か)方法で会社の経

候補者番 号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	再任社外独立	1980年4月 トヨタ自動車販売株式会社(現トヨタ自動車株式会社)入社 2001年9月 中小企業基盤整備機構 プロジェクトマネージャー2003年9月 ティー・ハンズオンインベストメント株式会社代表取締役就任(現任) 2005年12月 株式会社ネクステージ 社外取締役就任 2006年5月 株式会社INBプランニング 社外取締役就任 2007年1月 株式会社Oh庭ya 社外監査役就任株式会社ディーイーテック 社外監査役就任株式会社ディーイーテック 社外監査役就任2007年8月 日本エムツーソフト株式会社 社外監査役就任2007年11月 株式会社バイノス 社外取締役就任2009年1月 ピットメディア・マーケティングス株式会社社外取締役就任2013年6月 日本モーゲージサービス株式会社 社外取締役就任2013年6月 日本モーゲージサービス株式会社 社外取締役就任2020年6月 当社社外取締役就任(現任)	200,000株
	ふじまき まさし 藤 巻 正 司 (1955年4月3日)	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 企業経営者としての豊富な実績や見識を有しており、その経験を 営事項の決定及び業務執行の監督等に対し助言をいただくため、引 締役として選任をお願いするものです。また、同氏が選任された場 酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、 ら関与いただく予定です。	き続き、社外取 寄合は、指名・報

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 各候補者の所有株式数は、当期末(2024年3月31日)現在の株式数を記載しております。
 - 3. 清川甲介氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社リタメコが所有する株式数を含んでおります。
 - 4. 清川甲介氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
 - 5. 葉山憲夫氏及び藤巻正司氏は、社外取締役候補者であります。
 - 6. 葉山憲夫氏及び藤巻正司氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、葉山憲夫氏が6年、藤巻正司氏が4年となります。
 - 7. 当社は葉山憲夫氏及び藤巻正司氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出て おり、取締役に再任された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
 - 8. 当社は葉山憲夫氏及び藤巻正司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の規定する最低責任限度額であります。両氏が取締役に再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 - 9. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任されて就任した場合は、被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新の予定をしております。

(ご参考)

取締役候補者の専門性と経験(スキル・マトリックス)

第2号議案が原案通り承認可決された場合における取締役会が備えるスキル (知見・経験) は、次のとおりであります。

			当社グループの経営に重要な知見・経験							
地位	氏名	属性	企業経営	営業	採用・人材開発	M & A • P M I	リスク管理・財務コンプライアンス・	サスティナビリティ		
代表取締役社長	清川 甲介		•	•	•	•				
常務取締役	小粥 哉澄			•	•			•		
取締役	越川 裕介			•	•					
取締役	葉山憲夫	社外 独立	•				•	•		
取締役	藤巻 正司	社外 独立	•	•	•	•	•			

以上

事 業 報 告

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におきましては、当社グループの主要顧客が属する建設業界では、技術者の高齢化及び若手不足の構造的な問題は依然として続いており、当社においても技術者派遣事業の足もとの受注状況は前連結会計年度を大きく上回る水準で推移しています。加えて、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により改正された労働基準法により、建設業界への時間外労働の上限規制が2024年4月に適用されており、技術者派遣に対する需要は旺盛に推移しております。

このような事業環境のもと、当社グループは2022年5月に公表した中期経営計画「コプロ・グループ Build the Future 2027」の実現に向け、中長期の成長を見据えた取組みを推進しております。

当社グループのコアサービスである建設技術者派遣を展開する株式会社コプロコンストラクションでは、2024年4月からの時間外労働の上限規制適用に伴い拡大する需要を確実に獲得するために、事業成長の礎である技術者を確保する体制の構築を重点課題に掲げ、採用活動の強化に係わる取組みを推進いたしました。採用面においては、採用費を前期に続き積極的且つ費用対効果を重視し効率的に投下するとともに、採用の入口となる応募数及び面接数の拡大に向け、自社求人サイト「ベスキャリ建設」を2024年3月にオープンさせたほか、応募管理システムを導入し、面接設定の自動化によるリードタイムの短縮等、採用活動の強化に取り組みました。また、2023年4月には前年実績より100人多い154人の新卒技術者が入社し、中途採用以外の採用チャネルの構築を推進いたしました。この結果、当連結会計年度における採用人数は2,024人と前期比552人(同37.5%増)の増加となりました。これらの取組みにより、当連結会計年度末における技術者数は前期比791人増加(同28.5%増)し、3,568人(前連結会計年度末2,777人)となりました。

なお、株式会社コプロコンストラクションは、2023年10月1日付で商号を株式会社コプロ・エンジニアードから変更いたしております。

機械設計開発技術者派遣・請負サービス及びSES(システムエンジニアリングサービス)においては、2023年10月1日をもって株式会社アトモスとバリューアークコンサルティング株式会社を合併し、株式会社コプロテクノロジーへ商号を改め、営業及び採用体制の統一、及び管理

部門の純粋持株会社への集約を図りました。特に採用面においては、2023年3月にオープンしたITエンジニア向け案件紹介サイト「ベスキャリIT」に続き、2023年11月に「ベスキャリ機電」をオープンさせ、自社採用サイトの一層の強化に取り組みました。また、WEB・ソフトウェア開発及びシステムコンサルティング事業を展開する株式会社ピー・アイ・シーより、派遣及び準委任契約を伴うSES事業を2023年11月30日付で譲受いたしました。高スキルのITエンジニアを受け入れたほか、同社の持つ元請けSlerを始めとした顧客網を譲り受けたことにより、事業拡大に向けた基盤構築が前進いたしました。加えて、2024年2月に半導体製造装置の保守点検を担うエンジニアの育成に特化した半導体技術者研修センター「セミコンテクノラボ」を開設し、新たな事業分野への進出に着手いたしました。経済安全保障リスクへの対応等を背景に半導体の国産化が進む中、半導体デバイスメーカー及び半導体製造装置メーカーのエンジニア不足に応えるため、半導体製造装置の機械メンテナンスやフィールドエンジニア業務等を行える人財を育成してまいります。これらの結果、当連結会計年度末における技術者数は前期比102人増加(同39.4%増)し、361人(前連結会計年度末259人)となりました。

これらの結果、当連結会計年度における業績につきましては、建設技術者派遣の株式会社コプロコンストラクションの技術者数が増加したことに加え、株式会社コプロテクノロジーにおいても技術者数が伸長し、当連結会計年度末の連結技術者数が前期比893人増加(同29.4%増)の3,929人(前連結会計年度末3,036人)と増加したため、売上高が24,098,199千円(前期比28.2%増)となりました。利益面につきましては、採用費のほか、主に建設技術者派遣における2024年4月以降の需要拡大に向けた営業・採用部門の増強による人件費等の増加による販売費及び一般管理費の増加を、売上高の増加に伴う売上総利益の増加で吸収したことにより、営業利益は2,141,767千円(同62.0%増)となりました。また、保険契約の解約返戻金の計上により、経常利益は2,211,838千円(同67.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,463,461千円(同69.3%増)、1株当たり当期純利益77円68銭(同67.0%増)となりました。

なお、当社グループは技術者派遣事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を 省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は417,377千円であり、うち主な内訳は、支店の移転、新設に伴う設備投資として建物及び構築物の取得23,883千円、工具、器具及び備品の取得19,224千円、営業支援システムの開発等によるソフトウェアの取得117,410千円、新基幹システムの開発等によるソフトウェア仮勘定の取得79,056千円、自社求人サイト「ベスキャリ機電/建設」の開発等によるソフトウェアの取得79,212千円及びSES事業譲受による無形固定資産の取得90,832千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社グループは、今後の積極的な事業展開を推進していくための資金需要に対して、迅速で自由度の高い安定的な資金調達手段の確保を目的として、取引銀行2行と総額30億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において、本コミットメントラインに基づく借入実行残高はありません。

④ 重要な企業再編等の状況

当社子会社の株式会社アトモスとバリューアークコンサルティング株式会社は、2023年10月1日を効力発生日として、株式会社アトモスを存続会社とする吸収合併を行いました。同日付で、株式会社アトモスは、商号を株式会社コプロテクノロジーに変更しております。

2023年4月にCOPRO GLOBALS PTE. LTD.よりCOPRO VIETNAM CO., LTD.の全持分を取得し、直接出資比率100%となりました。また、COPRO GLOBALS PTE. LTD.は、2024年2月をもって清算結了しております。

(2) 財産及び損益の状況の推移

	区	分	第 15 期 (2021年3月期)	第 16 期 (2022年3月期)	第 17 期 (2023年 3 月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (2024年 3 月期)
売	上	高(千円)	14,836,579	15,589,085	18,791,365	24,098,199
経	常 利	益(千円)	1,439,718	1,619,771	1,324,251	2,211,838
親会する	社株主に当期純	帰 属(千円) 利 益(千円)	1,009,179	962,953	864,595	1,463,461
1株	当たり当期約	純利益 (円)	53.37	51.06	46.54	77.68
総	資	産(千円)	8,514,344	8,841,319	9,995,239	12,150,639
純	資	産(千円)	6,272,402	6,575,164	7,112,171	8,116,291
1 棋	ま当たり純	資産 (円)	328.27	352.12	378.83	422.31

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純 資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、また、2023年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、以下の事項を主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① 人材確保及び育成

人材の確保は当社グループの成長の礎であり、いかに付加価値の高いエンジニアとなり得る人材を獲得していくか、また、いかに在籍する派遣技術社員の定着を促しながらスキルを高めていくかが重要となります。技術者の採用については、売り手市場が継続する見通しであるため、自社求人サイト「ベスキャリ建設」「ベスキャリIT」「ベスキャリ機電」の更なる集客強化・機能性向上を図るとともに、広告媒体、在籍する社員からの紹介、並びに新卒採用にも注力し、採用チャネルの多様化を進めてまいります。また、業界未経験人材の採用を強化するにあたり、中期経営戦略の核として、派遣元である当社グループが技術者のキャリアパス形成を能動的に支援する「エンジニア応援プラットフォーム」の構築を推進し、新卒や未経験者がエンジニアとしての将来を見据え安心して長く経験を積むことのできるビジネスモデルの構築を目指してまいります。

なお、当社グループの期末に在籍する派遣技術者数は下表のとおりであります。

期間	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
建設・プラント技術者	2,020人	1,995人	2,777人	3,568人
機械設計開発技術者	_	116人	159人	223人
システムエンジニア	_	90人	100人	138人

② 労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下、労働者派遣法)の改正への対応

労働者派遣法は1986年の施行から2024年現在までに多くの改正を繰り返しており、2007年までは需要に応じた派遣業の規制緩和、2012年以降は派遣労働者保護のための規制強化が大きな流れとなっております。これは、日雇い派遣が問題となった2007年、リーマンショックが起こった2008年頃に突然の派遣切りや雇止めにより苦境に立たされる派遣労働者が増えたこと、違法派遣が社会問題化したことなどが影響していました。2012年の改正では、派遣労働者の保護を目的とした法律であることが、法律名に明示もされることとなりました。

近年の改正も、2012年以降に行われてきた派遣労働者の保護と支援をさらに具体的に推し進めることを目的になされており、2020年の改正は、同一企業で働く正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間にある不合理な格差の解消を目指す「同一労働同一賃金」の実現に向けた重要な改正となっております。2021年の改正においては、書面による作成が必要であった派遣契約書について電磁記録での作成が認められたほか、派遣労働者に対し、キャリ

ア支援に関する説明や雇用安定措置に関わる希望聴取を行うことが派遣事業を行う上で義務付けられることとなりました。

当社グループは「労使協定方式」に基づき派遣労働者の待遇を決定することで、計画的な教育訓練や職務経験による人材育成を経て、段階的に賃金含む待遇の改善の実施等、派遣労働者の長期的なキャリア形成に配慮した雇用管理を行っております。

このような法改正への当社グループの適切な対応は、我が国が目指す「派遣労働者を適切に保護し、適切な管理の下で労働者派遣を行う」方針に基づいており、当社グループの持続的な成長にも繋がるものと認識しております。

労働者派遣法は、今後も社会状況や課題に対応する形で改正が行われることが想定されます。当社グループは、今後も法改正に伴う経営環境の変化に適切に対応しつつ、引き続き事業の安定・拡大に努めてまいります。

③ 営業力強化

継続的な成長のためには、既存取引の維持・新規顧客の開拓に加え、顧客企業の新たなニーズを引き出すことで取引件数を増加させる必要があります。

このために当社グループは、重点企業へのアプローチを集中して行い、多くの案件を獲得することを目指してまいります。また、営業プロセスの再構築、マッチングの強化、ツール導入による業務効率化を進め、顧客・案件情報の集約・分析することで、100%近い稼働率を維持し、中長期的に継続する就業先へのシフトが臨機応変に実施できるよう取り組んでまいります。

建設技術者派遣においては、重点企業への取引拡大に向けて更に取り組んでまいります。 また未経験者からの就業者が増加する事を踏まえてチーム派遣の推進を行い定着率、成熟度 を向上させます。

また、業務提携により付加価値の高い建設業界向けDX人材を育成する事で同業他社と差別化を図ります。

機械設計開発技術者派遣においては、引き続き機械設計、電気電子設計、生産技術領域の拡大を進めてまいります。

SESにおいては、新規顧客の開拓に注力した結果、取引企業は順調に増加したため、大手SIerやメーカーと直接取引ができるよう商流改善に努めてまいります。

半導体事業においては、業界の成長に起因した人材不足に対応するため、「辞めないエンジニアの育成」をテーマとしたセミコンテクノラボを中心に他社との差別化を図ってまいります。

④ 長時間労働の抑制

昨今の労働行政においては、働き方改革関連法案の施行により長時間労働に対する指導・ 監督が強化されており、企業側に従業員へのきめ細かな労務管理と安全配慮を求めるものと なっております。派遣元である当社グループは、派遣先に対して当社グループ派遣技術社員 が当社グループの36協定の範囲を超えて時間外労働を行うことがないよう、IT端末貸与 によりリアルタイムに勤怠状況が把握できる体制を整備しており、派遣先に対して段階的な 改善を要請する通知を提示する等、適宜適切な措置を講じております。

今後も引き続き労働環境の改善、適正な労働時間の管理や時間外労働の抑制等に継続的に 取り組んでまいります。

(**4**) **主要な事業内容** (2024年3月31日現在)

		事	業区	分			事 業 内 容
							建設技術者派遣・紹介
技	術	者	派	遣	事	業	機械設計開発技術者派遣・請負
							SES(システムエンジニアリングサービス)

(5) 主要な営業所(2024年3月31日現在)

① 当社

本社	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
·	

② 子会計

株式会社コプロコンストラクション	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
COPRO VIETNAM CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国
株式会社コプロテクノロジー	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号

- (注) 1. 株式会社コプロ・エンジニアードは、2023年10月1日付で、株式会社コプロコンストラクションに 商号変更しております。
 - 2. バリューアークコンサルティング株式会社は、2023年10月1日付で、株式会社アトモスを存続会社とする吸収合併により消滅しております。なお、株式会社アトモスは、同日付で株式会社コプロテクノロジーに商号変更しております。
 - 3. COPRO GLOBALS PTE. LTD.は、2024年2月をもって清算結了しております。

(6) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前	連	結	会	計	年	度	末	比	増	減
	4,189名										8	888	5増	

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
 - 2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて888名増加しておりますのは、持続的な成長を図るため、新卒採用及び中途採用を積極的に行ったことによるものであります。
 - 3. 当社グループは技術者派遣事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	监	平	均	勤	続	年	数	
66名		名	16名減			33.4	歳					3.6£	Ę		

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、出向者は出向元に含めず、出向先に含めております。
 - 2. 平均勤続年数の算定にあたっては、連結子会社からの転籍等により当社で就業している使用人は、各社における勤続年数を通算しております。
 - 3. 当社は技術者派遣事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(7) 重要な子会社の状況(2024年3月31日現在)

名称		資	本	金	出資比率	主要な事業内容
株式会社コプロコンストラクショ	ョン		30,000	千円	100.0%	建設技術者の人材派遣・人材紹介
COPRO VIETNAM CO., LT	D.	6,7	720百万V	'ND	100.0%	ベトナムでの建設、機械設計・開 発分野における技術者の人材育成 及び人材派遣・人材紹介
株式会社コプロテクノロジ	· _		35,000 ⁻²	千円	100.0%	機械設計開発技術者の人材派遣・ 請負、SES

- (注) 1. 2023年4月にCOPRO GLOBALS PTE. LTD.よりCOPRO VIETNAM CO., LTD.の全持分を取得し、直接出資比率100%となりました。また、COPRO GLOBALS PTE. LTD.は、2024年2月をもって清算結了しております。
 - 2. 株式会社コプロ・エンジニアードは、2023年10月1日付で、株式会社コプロコンストラクションに商号変更しております。
 - 3. バリューアークコンサルティング株式会社は、2023年10月1日付で、株式会社アトモスを存続会社とする吸収合併により消滅しております。なお、株式会社アトモスは、同日付で株式会社コプロテクノロジーに商号変更しております。
 - 4. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社コプロテクノロジー
特定完全子会社の住所	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,264,000千円
当社の総資産額	4,508,624千円

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

- (1) **株式の状況** (2024年3月31日現在)
 - ① 発行可能株式総数 80,000,000株
 - (注) 2023年8月10日開催の取締役会決議により、2023年10月1日付で株式分割(1株を2株に分割)に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は40,000,000株増加しております。
 - ② 発行済株式の総数 20,000,000株
 - (注) 2023年10月1日付の株式分割(1株を2株に分割)により、発行済株式の総数は10,000,000株増加しております。
 - ③ 株主数 3,976名
 - 4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社リタメコ	8,400,000	44.0
清川 甲介	2,428,790	12.7
蔭山 恭一	1,000,000	5.2
株式会社日本カストディ銀行(信託□)	592,800	3.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	334,300	1.8
森實 厚裕	300,000	1.6
藤巻正司	200,000	1.0
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	196,479	1.0
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	174,000	0.9
JPモルガン証券株式会社	172,541	0.9

- (注) 1. 当社は、自己株式を916,690株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、2020年6月24日開催の第14回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2023年6月21日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月20日付で取締役(社外取締役を除く。)4名に対し自己株式2,888株の処分を行っております。なお、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

当社は、2023年10月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記は、本株式分割後の株式数に換算して記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	1個当たりの 発行価額	1株当たりの 権利行使価額	行使の 条件	権利行使期間
第1回新株予約権 (2017年3月31日)	10,000個	40,000株	0円	189円	(注) 2	2019年4月1日から 2027年3月31日まで
第2回新株予約権 (2018年3月12日)	27,950個	111,800株	0円	338円	(注) 2	2020年3月13日から 2028年3月12日まで
第3回新株予約権 (2021年5月14日)	81,275個	325,100株	0円	642円	(注) 3	2023年5月15日から 2031年5月14日まで
第4回新株予約権 (2022年5月13日)	1 980個		100円	481円	(注) 4	2023年6月3日から 2032年6月2日まで
第5回新株予約権 (2022年5月13日)	1,425個	285,000株	100円	481円	(注) 5	2022年6月3日から 2032年6月2日まで
第6回新株予約権 (2023年10月13日) 630個		63,000株	100円	1,259円	(注) 6	2025年7月1日から 2033年11月19日まで

- (注) 1. 当社は、2021年4月1日付で1株につき2株、2023年10月1日付で1株につき2株とする株式分割を行っております。これに伴い、「目的となる株式の数」及び「1株当たりの権利行使価額」は、当該株式分割を反映して算定しております。
 - 2. 予約権者は、本新株予約権の行使時において当社及び当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問又は従業員等の地位を有していることを要する。但し、当社の従業員等の地位を任期満了により退任又は定年により退職した場合並びに正当な事中がある場合はこの限りでない。
 - 3. 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間の初日(2023年5月15日)において当社又は当社の子会社の課長職以上の職位にあることを要する。但し、当社又は当社子会社の取締役又は監査役に就任した場合及び定年退職その他当社取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の課長職以上の職位を有しなくなった場合はこの限りでない。
 - 4. 新株予約権者は、2023年3月期から2027年3月期のいずれかの事業年度において、当社の調整後営業利益が5,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における調整後営業利益の判定に際しては、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様。)及び当社の連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書)に記載された営業利益に、減価償却費、のれん償却費及び株式報酬費用を加算した額をもって判定するものとし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとな

るときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 5. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - a.当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - b.当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明 した場合
 - c.当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - d.その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 6. 新株予約権者は、2025年3月期から2027年3月期のいずれかの事業年度において、当社の連結売上高及び調整 後営業利益が下記に定める(a)及び(b)の条件をいずれも超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使する ことができる。
 - (a) 連結売上高: 40,000百万円
 - (b) 調整後営業利益:5,000百万円

なお、上記における連結売上高の判定に際しては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様。)における売上高の額をもって判定するものとし、調整後営業利益の判定に際しては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書)における営業利益に、減価償却費、のれん償却費及び株式報酬費用を加算した額をもって判定するものとする。なお、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書等に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	取締	 役	監査	役
名称	新株予約権の数及び 目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び 目的となる株式の数	保有者数
第1回新株予約権	10,000個(40,000株)	1名	_	_
第2回新株予約権	16,300個(65,200株)	2名	1,300個(5,200株)	2名
第4回新株予約権	800個(160,000株)	4名	_	_
第5回新株予約権	1,280個(256,000株)	3名	45個(9,000株)	2名

⁽注) 当社は、2021年4月1日付で1株につき2株、2023年10月1日付で1株につき2株とする株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」は、当該株式分割を反映して算定しております。

③ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	当社使用	用人	子会社の役員及び使用人		
名称 	新株予約権の数及び 目的となる株式の数	交付者数	新株予約権の数及び 目的となる株式の数	交付者数	
第6回新株予約権	180個(18,000株)	9名	450個(45,000株)	25名	

④ その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	清川甲介	株式会社コプロコンストラクション 代表取締役社長 COPRO VIETNAM CO.,LTD. 代表取締役社長 株式会社コプロテクノロジー 取締役
常務取締役	小 粥 哉 澄	株式会社コプロテクノロジー 取締役
取 締 役	齋 藤 正 彦	管理本部長 株式会社コプロコンストラクション 取締役
取 締 役	越川裕介	株式会社コプロコンストラクション 取締役営業本部長
取 締 役	葉山憲夫	社会保険労務士法人葉山事務所 所長 株式会社東名 社外監査役
取 締 役	藤巻正司	ティー・ハンズオンインベストメント株式会社 代表取締役
常勤監査役	星野義明	株式会社コプロコンストラクション 監査役 株式会社コプロテクノロジー 監査役
監 査 役	春馬学	and LEGAL弁護士法人 代表弁護士 株式会社ネクステージ 社外監査役 ポバール興業株式会社 社外監査役
監 査 役	大 倉 淳	大倉会計事務所 代表 名南M&A株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役葉山憲夫氏及び藤巻正司氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役春馬学氏及び大倉淳氏は、社外監査役であります。
 - 3. 当社は社外取締役の葉山憲夫氏及び藤巻正司氏、社外監査役の春馬学氏及び大倉淳氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
 - 4. 監査役大倉淳氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 当社の連結子会社である株式会社コプロ・エンジニアードは、2023年10月1日付で株式会社コプロコンストラクションに商号変更しております。
 - 6. 当事業年度中の重要な兼職の異動について
 - ・代表取締役社長清川甲介氏は、当社の連結子会社であったバリューアークコンサルティング株式会社の代表取締役社長を兼務しておりましたが、2023年10月1日付で同社が当社の連結子会社である株式会社アトモスとの吸収合併により消滅したことに伴い退任しております。なお、存続会社である株式会社アトモスは同日付で株式会社コプロテクノロジーに商号変更しております。
 - ・代表取締役社長清川甲介氏及び取締役齋藤正彦氏は、それぞれ当社の連結子会社であったCOPRO GLOBALS PTE. LTD.の代表取締役社長及び取締役を兼務しておりましたが、2024年2月5日付で同社が清算結了したことに伴い、それぞれ退任しております。
 - ・取締役齋藤正彦氏は、当社の連結子会社であるCOPRO VIETNAM CO.,LTD.の取締役を兼務しておりましたが2023年4月24日付で退任しております。
 - 7. 2024年3月31日付で、取締役齋藤正彦氏は辞任により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、業務執行取締役等でない取締役及び監査役の全員と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に 規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分も 含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、 当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填する こととされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じ た損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約は次回更新時に おいても同内容での更新を予定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

I 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の 決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委 員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判 断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 役員報酬の決定方針

当社の役員報酬の決定方針は、次のとおりであります。

- 1.継続的な企業価値の向上と業績向上へのインセンティブとして機能する報酬とし、株主との価値を共有します。
- 2.役割と責任に見合った、かつ優秀な人材を確保・維持できる報酬水準とします。
- 3.説明責任の果たせる透明性、公正性を重視した報酬とします。

b. 役員報酬の決定プロセス及び内容

役員報酬に関する決定プロセスの透明性、公正性を確保するために、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、社外取締役、 社外監査役及び社外有識者の3名以上で構成され、審議の客観性を確保するため、委員 長は独立社外取締役が務め、役員報酬の方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等に ついて審議、答申を行っております。

なお、報酬の具体的決定につきましては、株主総会でご承認をいただいた報酬枠の範囲内で、当社の定める規定に基づいて金額を算出し、指名・報酬委員会での審議、答申後、取締役の報酬は取締役会で審議され、監査役の報酬は監査役会で協議されます。

C. 職位別の報酬構成

取締役(社外取締役を除く)

- ・基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬で構成しております。
- ・業績連動報酬において目標を達成した場合は、理論上おおよそ、「基本報酬 60%、業績連動報酬と譲渡制限付株式報酬の合計が40%」の報酬構成比となるよう設計しております。

社外取締役

- ・独立性の観点から業績連動報酬は支給せず、基本報酬のみを支給しております。 監査役
- ・順法監査を行う立場であることを鑑み、基本報酬のみを支給しております。

d. 報酬体系

報酬等の種類	給付形式 固定/変動	報酬等の内容
基本報酬	金銭固定	・経済情勢、当社の成長力等を考慮した報酬水準と します。 ・役割責任に応じた固定報酬として支給します。
業績連動報酬	金銭 変動 (単年度)	・年度毎の全社業績達成への責務から、企業価値・株主価値向上に対する要素をより明確に報酬に連動させるため、連結純利益額を指標としています。 ・連結純利益を基準に算出した理論総原資額を役位に応じた比率で配分し、これに担当組織の業績評価及び個人の戦略的行動評価、ガバナンス体制貢献度等による係数を掛けることで、報酬額を決定します。なお、理論総原資額は当期連結純利益の8%、業績評価等係数は0.7~1.3です。※計算式業績連動報酬={(連結純利益額×8%)×当社報酬ガイドラインで定める役位比率}×当社報酬ガイドラインで定める業績評価等係数
譲渡制限付株式報酬	非金銭 変動 (中長期)	・株主との価値共有及び取締役の株価への意識付け による、中長期の企業価値向上に対するインセン ティブとして導入しています。

Ⅱ 当事業年度に係る報酬等の総額等

你 是[7]	報酬等の総額	報酬等の	種類別の総額(百万円)	対象となる
役員区分	(百万円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員の員数 (名)
取 締 役	199	130	65	3	6
(うち社外取締役)	(16)	(16)	(-)	(-)	(2)
監 査 役	18	18	_	_	3
(うち社外監査役)	(10)	(10)			(2)
合 計	217	148	65	3	9
(うち社外役員)	(26)	(26)	(-)	(-)	(4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は前年度の連結純利益であり、その実績は864百万円であります。 当該指標を選択した理由は、年度毎の全社業績達成への責務から、企業価値・株主価値向上に対する 要素をより明確に報酬に連動させるためであります。

- 3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、内容は譲渡制限付株式報酬であります。 また、当事業年度における交付は「2.(1)⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
- 4. 取締役の金銭報酬の額は、2017年3月31日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち、社外取締役0名)です。

また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月24日開催の第14回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として年額50百万円以内、株式数の上限を年50,000株以内(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち、社外取締役2名)です。

5. 監査役の金銭報酬の額は、2017年2月24日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

⑤ 社外役員に関する事項

I 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役葉山憲夫氏は社会保険労務士法人葉山事務所の所長であり、同所は当社と利害関係 はありません。また、同氏の兼職先である株式会社東名と当社との間には利害関係はありま せん。

取締役藤巻正司氏はティー・ハンズオンインベストメント株式会社の代表取締役であり、同社は当社と利害関係はありません。

監査役春馬学氏はand LEGAL弁護士法人の代表弁護士であり、同所は当社と利害関係はありません。また、同氏の兼職先である株式会社ネクステージ、ポバール興業株式会社と当社との間には利害関係はありません。

監査役大倉淳氏は大倉会計事務所の代表であり、同所は当社と利害関係はありません。また、同氏の兼職先である名南M&A株式会社と当社との間には利害関係はありません。

主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

Ⅲ 当事業年度における主な活動状況

				出 席 状 況 、 発 言 状 況 及 び 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取締役 葉	Ш	憲	夫	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しております。同 氏は特定社会保険労務士の資格を有し、取締役会において、主に労務関 連の専門的な知見及び豊富な実績から、適宜必要な発言を行っておりま す。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された 委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬決定 過程における監督機能を主導しております。
取締役 藤	巻	正	司	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しております。同 氏は取締役会において、主に経験豊かな経営管理の観点から、適宜必要 な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事 業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で 当社の役員報酬決定過程における監督機能を担っております。
監査役を	馬		学	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会13回の全てに出席しております。同氏は弁護士の資格を有し、取締役会及び監査役会において、主に公正な経営に関し、会社法等の専門的な知見から、適宜必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬決定過程における監督機能を担っております。
監査役 大	倉		淳	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会13回の全てに出席しております。同氏は公認会計士及び税理士の資格を有し、取締役会及び監査役会において、主に会社財務等に関し、専門的な知見から、適宜必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬決定過程における監督機能を担っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報	酬	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額				42Ē	5万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額				422	5万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - 3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人 (外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む) の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、下記のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会にて決議しており、 この基本方針に基づいた整備を行っております。

- I. 当社及び当社子会社(以下「コプログループ」という)の取締役及び使用人の職務の執行が 法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1. 当社の取締役は、コプログループにおけるコンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を目的として制定した「コンプライアンス規程」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。
 - 2. 当社の取締役は、「コンプライアンス規程」の周知徹底のための活動を行い、内部監査部門は、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
 - 3. 当社の取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
 - 4. 当社の管理部門を情報提供先とする内部通報制度の利用を促進し、コプログループにおける法令違反又は「コンプライアンス規程」の違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めるとともに、使用人にその実践を促す。
 - 5. 当社の経営会議メンバーは、コプログループにおける不正行為の原因究明、再発防止策の 策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえてリスク管理部門は、再発防止 策の展開等の活動を推進する。
 - 6. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
 - 7. 当社の管理部門が内部統制システムの整備を推進する。
 - 8. 当社の管理部門がコンプライアンスに係る業務を統括し、関連規程の整備及び運用状況をモニタリングする。
 - 9. コプログループの使用人の職務の執行が法令等に適合することを確保するための監査体制を整える。
- Ⅱ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1. 情報の管理については、「情報システム管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する 責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情 報管理体制を確立する。情報セキュリティに関する具体的施策については、リスク管理委 員会で審議し、コプログループ全体で横断的に推進する。

- 2. 当社の取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- 3. 当社の株主総会議事録、取締役会議事録、中期経営計画推進会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- 4. 企業秘密については、「文書管理規程」に基づき、秘密性の程度に応じて定める管理基準に従い適切に管理する。
- 5. 個人情報については、法令並びに「個人情報保護規程」及び「特定個人情報等取扱規程」 に基づき厳重に管理する。

Ⅲ. コプログループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1. コプログループの事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
- 2. 当社の管理部門は、その担当事項に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、リスク管理を適切に実施するとともに、担当事項に関して事業部門が行うリスク管理を全社横断的に支援する。
- 3. コプログループは、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理の検討、審議等及び事故等への対応のためにリスク管理委員会を設置する。
- 4. リスク管理委員会メンバーは、事業部門及び管理部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行う。
- 5. リスク管理委員会メンバーは、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、コプログループのリスク管理の実施について監督する。
- 6. 経営上の重大なリスクへの対応方針その他不正リスク等リスク管理の観点から重要な事項 については、リスク管理委員会において十分な審議を行うほか、特に重要なものについて は当社の取締役会において報告する。
- 7. コプログループの事業部門及び当社の管理部門は、コプログループの事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する当社のスタッフ部門及び当社の中期経営計画推進会議にてその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、当社の取締役及び監査役に報告する。
- 8. コプログループのリスク管理体制及びリスク管理の実施状況については、内部監査部門が 監査を行う。

- Ⅳ. コプログループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1. 当社の取締役会は、各部門長に対する大幅な権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進する。
 - 2. 当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
 - 3. 当社の取締役会は、コプログループの中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
 - 4. 各部門長は、当社の取締役会で定めた中期経営目標及び予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、事業執行会議で確認し、取締役会に報告する。
 - 5. コプログループの取締役及び各部門長の職務執行状況については、適宜、当社の取締役会に対して報告する。
 - 6. 各部門長その他の使用人の職務権限の行使は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行う。

V. コプログループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1. 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
- 2. 当社は、コプログループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社について、取締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。
- 3. コプログループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については中期経営計画推進会議での審議及び取締役会への付議を行う。
- 4. 当社の内部監査部門は、業務の適正性に関する子会社の監査を行う。
- 5. 当社の監査役は、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、コプログループにおける業務の適正の確保のため、内部監査部門と意見交換等を行い、連携を図る。
- 6. 当社は、コプログループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化を図る。当社の各部門及び当社子会社は、関連するスタッフ部門の支援の下で、これを実施する。また、内部環境及び外部環境の重要な変化があった場合には、統制活動に与える影響を評価し、変更の有無を検討する。

- VI. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実 効性の確保に関する事項
 - 1. 当社の監査役より合理的な理由に基づき監査業務の補助者を求められた場合、監査役の職務を補助する能力と知識を備えた使用人を置く。
 - 2. 同使用人の人事異動、評価等については常勤監査役の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- Ⅵ. コプログループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1. 当社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
 - 2. 当社の管理部門長は、その職務の内容に応じ、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査役に対する報告を行う。
 - 3. 当社の管理部門長は、監査役に対して、内部通報制度の運用状況につき定期的に報告し、 取締役に「コンプライアンス規程」に違反する事実があると認める場合その他緊急の報告 が必要な場合には、直ちに報告する。
 - 4. 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
 - 5. コプログループは監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利 益な取扱いを行うことを禁止する。
- ▼ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1. 監査役の職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。
 - 2. 監査役は当社の代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
 - 3. 監査役は、監査法人・内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて監査法人・内部監査部門に報告を求める。
 - 4. コプログループの取締役及び使用人は監査役又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められたときは迅速、適切に対応する。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科 目	金額	科目	金額
資 産 の	部	負 債 の	部
流動資産	9,890,134	流動負債	3,849,137
現 金 及 び 預 金	5,949,357	未 払 金	2,287,301
売 掛 金	3,524,988	未払法人税等	464,421
その他	415,788	未払消費税等	718,080
固定資産	2,260,504	賞 与 引 当 金	75,318
有形固定資産	586,062	資 産 除 去 債 務	4,690
建物及び構築物	444,694	そ の 他	299,326
そ の 他	141,368	固定負債	185,209
無形固定資産	1,074,531	退職給付に係る負債	35,000
の れ ん	656,251	資 産 除 去 債 務	132,544
そ の 他	418,279	その他	17,665
投資その他の資産	599,911	負 債 合 計	4,034,347
繰延税金資産	140,345	純 資 産	の部
その他	476,065	株 主 資 本	8,053,963
貸倒引当金	△16,500	資 本 金	30,000
		資 本 剰 余 金	1,325,959
		利 益 剰 余 金	6,921,842
		自 己 株 式	△223,838
		その他の包括利益累計額	5,145
		為替換算調整勘定	5,145
		新 株 予 約 権	57,181
		純 資 産 合 計	8,116,291
資 産 合 計	12,150,639	負債純資産合計	12,150,639

連結損益計算書

(2023年4月1日から) 2024年3月31日まで)

科		金	額
売 上 高			24,098,199
売 上 原 価			17,323,842
売 上 総 利 益			6,774,357
販売費及び一般管理費			4,632,589
営 業 利 益			2,141,767
営業外収益			
受 取 利	息	108	
受 取 賃 貸	料	1,140	
未払配当金除斥	益	176	
保険解約返戻	金	70,671	
その	他	1,014	73,111
営業 外費 用			
支 払 利	息	4	
不 動 産 賃 貸 費	用	966	
為替差	損	2,067	
その	他	2	3,040
経 常 利 益			2,211,838
特別 利益			
関係会社整理	益	884	
新 株 予 約 権 戻 入	益	325	1,210
特別 損 失			
固定資産除却	損	0	0
税金等調整前当期純利益			2,213,048
法人税、住民税及び事業税		730,616	
法人税等調整額		18,970	749,586
当 期 純 利 益			1,463,461
親会社株主に帰属する当期純利益			1,463,461

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

	株主資本					その他の包括 利益累計額	新株	純資産	
	資本金	資 本剰余金	利 益 剰余金	自己株式	株主資本合 計	為替換算 調整勘定	予約権	合 計	
当連結会計年度期首残高	30,000	1,239,291	6,111,694	△344,915	7,036,070	5,342	70,758	7,112,171	
当連結会計年度変動額									
剰余金の配当			△655,413		△655,413			△655,413	
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,463,461		1,463,461			1,463,461	
自己株式の取得				△92	△92			△92	
自己株式の処分		86,667		121,169	207,837			207,837	
連結範囲の変動			2,100		2,100			2,100	
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)						△196	△13,576	△13,773	
当連結会計年度変動額合計	_	86,667	810,148	121,076	1,017,893	△196	△13,576	1,004,119	
当連結会計年度末残高	30,000	1,325,959	6,921,842	△223,838	8,053,963	5,145	57,181	8,116,291	

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科目	金額	科 目	金額
資 産 の	部	負 債 の	部
流動資産	2,474,106	流動負債	528,293
現 金 及 び 預 金	2,050,020	未払金	189,912
売掛金	248,836	未払費用	3,824
前 払 費 用	115,937	未払法人税等	246,997
未 収 入 金	6,419	預り金	13,011
そ の 他	52,892	賞 与 引 当 金	10,233
固定資産	2,034,518	そ の 他	64,313
有形固定資産	229,844	固定負債	58,548
建物	176,200	資産除去債務	40,882
車両運搬具	18,501	そ の 他	17,665
工具、器具及び備品	35,141	負 債 合 計	586,841
無形固定資産	81,654	純 資 産	の部
借地大量	5,900	株 主 資 本	3,864,601
ソフトウエア	75,754	資 本 金	30,000
投資その他の資産	1,723,019	資本剰余金	1,325,959
関係会社株式	1,364,000	その他資本剰余金	1,325,959
関係会社長期貸付金	125,000	利益剰余金	2,732,480
保 険 積 立 金	67,832	利益準備金	7,500
繰 延 税 金 資 産	58,021	その他利益剰余金	2,724,980
そ の 他	140,665	繰 越 利 益 剰 余 金	2,724,980
貸 倒 引 当 金	△32,500	自己株式	△223,838
		新株予約権	57,181
		純 資 産 合 計	3,921,783
資 産 合 計	4,508,624	負債純資産合計	4,508,624

損益計算書

(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

科		金	額
営 業 収 益			2,464,493
営 業 費 用			1,143,333
営 業 利 益			1,321,160
営 業 外 収 益			
受 取 利	息	994	
受 取 賃 貸	料	1,140	
未 払 配 当 金 除 斥	益	176	
保 険 解 約 返 戻	金	50,791	
その	他	532	53,635
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	1	
貸 倒 引 当 金 繰 入	額	16,000	
不 動 産 賃 貸 費	用	966	16,967
経 常 利 益			1,357,828
特 別 利 益			
新 株 予 約 権 戻 入	益	325	325
特別 損 失			
関係会社整理	損	1,696	
関係会社株式評価	損	9,579	11,276
税 引 前 当 期 純 利 益			1,346,876
法人税、住民税及び事業税		388,687	
法人税等調整額		818	389,505
当期 純 利 益			957,370

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から) 2024年3月31日まで)

			株	主	資	本					
		資本乗	割余金	利	益 剰 余	金					
	資 本 金	その他	資本剰余金	刊光淮供令	その他利益 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本	新株予約権	純資産合計	
	資本剰余金		合 計			合 計					
当 期 首 残 高	30,000	1,239,291	1,239,291	7,500	2,423,022	2,430,522	△344,915	3,354,899	70,758	3,425,657	
当期変動額											
剰余金の配当					△655,413	△655,413		△655,413		△655,413	
当期純利益					957,370	957,370		957,370		957,370	
自己株式の取得							△92	△92		△92	
自己株式の処分		86,667	86,667				121,169	207,837		207,837	
株主資本以外 の項目の当期 変動額 (純額)									△13,576	△13,576	
当期変動額合計	_	86,667	86,667	_	301,957	301,957	121,076	509,702	△13,576	496,125	
当期末残高	30,000	1,325,959	1,325,959	7,500	2,724,980	2,732,480	△223,838	3,864,601	57,181	3,921,783	

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社コプロ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新家 德子

指定有限責任社員 公認会計士 馬 渕 宣 考業 務 執 行 社 員 公認会計士 馬 渕 宣 考

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コプロ・ホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コプロ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載 内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、 そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監 査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社コプロ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新家 德子

指定有限責任社員 公認会計士 馬 渕 宣 考業 務 執 行 社 員 公認会計士 馬 渕 宣 考

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コプロ・ホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び指益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載 内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、 そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取 引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行に関し て、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほ か、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監 査部門その他の使用人等と意思疎诵を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で 監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要 に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査い たしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に 応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株 式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100 条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制 (内部統制システム) について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受 け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監 査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から 「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を 「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説 明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株 主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結捐益計算書、 連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2.監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関す る事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

株式会社コプロ・ホールディングス 監査役会

常勤監査役星

社外監査役 春 学 (EI) 补外監查役 大 淳

以 上

(ED)

会社沿革

2006年	10月	株式会社トラスティクルー 設立
		株式会社トラスティクルー名古屋支店 開設
2007年	2月	株式会社トラスティクルー横浜支店 開設
2008年	3月	株式会社コプロ・エンジニアードへ社名変更
	8月	株式会社コプロ・エンジニアード東京支店 開設
2009年	10月	株式会社コプロ・エンジニアード札幌支店 開設
2011年	7月	株式会社コプロ・エンジニアード大阪支店 開設
	9月	株式会社コプロ・エンジニアード首都圏支店(現 東京支店) 開設
2012年	3月	プライバシーマーク認証取得
	10月	株式会社コプロ・エンジニアード福岡支店 開設
2013年	4月	株式会社コプロ・エンジニアード仙台支店 開設
2014年	6月	株式会社コプロ・エンジニアード広島支店 開設
	11月	株式会社コプロ・エンジニアードアカデミア事業部 開設
2015年	5月	ホールディングス(持株会社)体制に移行
		株式会社コプロ・ホールディングスに社名を変更し、同時に完全子会社として
		株式会社コプロ・エンジニアードを会社分割により設立
2017年	2月	自社運営求人サイト「現キャリ」運営開始
	4月	株式会社コプロ・エンジニアード大宮支店 開設
		株式会社コプロ・エンジニアード東京本社 開設
	8月	株式会社コプロ・エンジニアードアカデミアセンターから「監督のタネ」へ改称
	10月	株式会社コプロ・エンジニアード神戸支店 開設
2018年	4月	株式会社コプロ・エンジニアード金沢支店 開設
	10月	株式会社コプロ・エンジニアード名古屋第二支店 開設
2019年	3月	東京証券取引所マザーズ・名古屋証券取引所セントレックスに株式上場
	4月	株式会社コプロ・エンジニアード東京プラント支店 開設
		株式会社コプロ・エンジニアード名古屋プラント支店 開設
		株式会社コプロ・エンジニアード大阪プラント支店(現 大阪支店) 開設
	10月	株式会社コプロ・エンジニアード高松支店 開設
2020年	4月	シンガポールにCOPRO GLOBALS PTE. LTD. 設立
		株式会社コプロ・エンジニアード千葉支店 開設
		株式会社コプロ・エンジニアード静岡支店 開設

- 株式会社コプロ・エンジニアード北九州プラント支店 開設
- 9月 東京証券取引所市場第一部・名古屋証券取引所市場第一部に市場変更

4月 東京証券取引所プライム市場・名古屋証券取引所プレミア市場に移行

株式会社コプロ・エンジニアードが、ヒューコス株式会社の労働者派遣及び有料

10月 株式会社アトモスを存続会社としてバリューアークコンサルティング株式会社を

株式会社コプロ・エンジニアードを株式会社コプロコンストラクションに

1月 株式会社コプロテクノロジー半導体技術者研修センター「セミコンテクノラボ」

- 4月 ベトナムにCOPRO VIETNAM CO..LTD.設立
- 株式会社アトモスの全株式を取得し、子会社化

2021年

2022年

2023年

2024年

職業紹介事業を吸収分割により承継

商号変更

開設

- 9月 バリューアークコンサルティング株式会社の全株式を取得し、子会社化

吸収合併し、株式会社コプロテクノロジーに商号変更

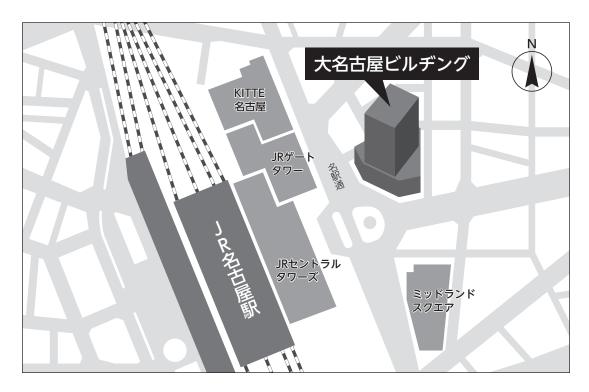
- 11月 株式会社コプロ・エンジニアード新潟支店 開設

株主総会会場ご案内図

会場:愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号

大名古屋ビルヂング 5階 カンファレンス内 会議室

TEL 052-589-3066



交通 JR・近鉄・名鉄 名古屋駅より 徒歩約3分

地下鉄東山線 名古屋駅より 徒歩約1分 地下鉄桜通線 名古屋駅より 徒歩約5分 あおなみ線 名古屋駅より 徒歩約5分





